

報道機関各位

～中小企業が開発した新製品・新技術の販路開拓を支援～ 大規模展示会にかかる**出展の小間料**を助成します！

北九州市では、市内中小企業が開発した新製品・新技術の販路開拓を支援するため、関東・中京・関西で開催される、大規模な展示会に出展する際に必要な出展小間料を助成します。

つきましては、本事業の募集を広く周知いただきたく、ご案内いたします。

1 対象製品等

北九州市内の中小企業が開発した新製品・新技術（概ね5年以内）

2 対象となる展示会

令和6年4月～令和7年3月の間に、関東・中京・関西で開催される大規模な展示会（募集小間数が概ね150以上、又は出展予定企業が100社以上）

3 募集期間

令和6年10月1日（火）～10月31日（木）

4 支援内容

出展に要する小間料（1企業につき1小間、上限40万円）を助成します。

※ 内容審査の結果、申請額の満額助成とならない場合もあります。

※ 出展小間料以外の経費は、助成対象となりません。

※ 募集期間中の申請は、1企業につき1回限り可能です。

※ 同一の対象商品等での申請は連続して2年まで可能です。

※ 出展の成果調査にご協力いただきます。

上記のほか、事業の詳細は、別紙、募集チラシをご参照ください。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700236.html>



大規模展示会出展の小間料を助成します！



北九州市内の中小企業が開発した新製品・新技術の販路開拓支援として、関東・中京・関西で開催される、大規模な展示会への出展小間料（1小間分）を市が助成します。

募集要項

1. 対象製品等

北九州市内の中小企業が開発した新製品・新技術（概ね5年以内）

2. 対象展示会

令和6年4月～令和7年3月の間に関東・中京・関西で開催される大規模な展示会（募集小間数が概ね150以上又は出展予定企業が100社以上）

ただし、物産展など即売目的の展示会への出展は対象外です。

3. 募集期間

令和6年10月1日(火) ～ 令和6年10月31日(木)

4. 支援内容

出展小間料(1企業につき1小間、上限40万円)を助成します。

- ◆内容審査の結果、申請額の満額助成とならない場合があります。
- ◆出展小間料に含まれる消費税、出展小間料以外の経費（小間設営費、展示パネル作成、光熱水費、人件費、旅費等）は、助成対象となりません。
- ◆本募集期間中の申請は、1中小企業につき1回に限り可能です。
※実質的に同一の法人等からの申請とみなされる場合は助成対象となりません。
※同一の対象製品等での申請は、連続して2年まで可能です（3年目以降は不可）。
- ◆助成後、成果調査にご協力いただきます。

■応募要件など、ご不明な点は下記へお問い合わせください

（書類の提出先・問い合わせ先）

北九州市産業経済局中小企業振興課（猫田、竹本）
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1F
TEL：093-873-1433 FAX：093-873-1434

5. 対象者

以下の要件を全て満たす方

- (1) 中小企業基本法第2条に定める中小企業者であること。
- (2) 発行済み株式の半分以上を中小企業者以外の会社が所有するなど、いわゆる「みなし大企業」でないこと。
- (3) 次の①、②のいずれかに該当すること。
 - ① 市内に本社事務所又は主要工場、事業所（以下、事業所等という。）を有すること。
 - ② 対象となる展示会までに市内に事業所等を設置すること。
※②について、対象となる展示会までに市内へ事業所等を設置したことが確認できる書類を提出できなければ、助成金を受けることができません。
- (4) 対象となる出展に関して、他の機関から同様の助成を重複して受けていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

6. 応募方法

以下の書類を各1部提出して下さい。（提出書類は返却しません。）

- ① 助成金交付申請書
 - ② 申請企業概要
 - ③ 出展事業計画書
 - ④ 役員等名簿（氏名、読み仮名、生年月日を明記）
 - ⑤ 暴力団排除等に関する誓約書
 - ⑥ 出展する展示会等の内容が確認できる書類
（展示会のパンフレットや案内書など、募集小間数又は出展予定企業数が確認できるもの）
 - ⑦ 出展する展示会等の小間料が確認できる書類（⑥で小間料が確認できる場合は省略可能）
 - ⑧ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）〔注〕交付年月日が募集期間内のもの
 - ⑨ 市税の納税証明書（市税に滞納がないことの証明）〔注〕交付年月日が募集期間内のもの
※区役所税務課（小倉北・八幡西は市民税課）で証明書の交付を受けて下さい。
※事業を開始して間もない場合で、納税証明書に課税額等が表示されない場合は、「法人等の設立、事務所・事業所の設置申告書」の写及び代表者の納税証明書（市税に滞納がないことの証明）を添付して下さい。
 - ⑩ 株主名簿（持株比率を明記）※様式は任意
 - ⑪ 直近2期の決算関係書類（販売費及び一般管理費の内訳、製造原価報告書を含む）
 - ⑫ 製品・技術に関する資料（製品カタログなど）
 - ⑬ 【※5. 対象者（3）②に該当する方のみ】
事業所等設置予定地・予定物件の登記簿又は契約書等の設置について確認できる書類
- ①から⑤の様式については、北九州市のホームページからダウンロードできます。

7. 申込以降のスケジュール（予定）（事務の都合により変更になる場合があります）

募集期間	10月1日～10月31日 ※①～⑬の書類を提出していただきます。
内容審査	11月 ※対象製品等の新規性や独自性、市場性等を審査します。
（交付決定）	12月
実績報告書の提出	展示会終了後20日以内（出展済みの場合は別途ご連絡します）
確定・支払	※助成金の支払い（精算払い）
第2回実績報告	展示会終了6ヶ月後から20日以内

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700236.html>

北九州市大規模展示会

検索

